

国民年金保険料免除申請の受け付けを7月3日(月)から開始します

健康生活課国保年金係
☎ 63-1327

経済的な理由で国民年金保険料を納めることができない場合は、未納のままにせず、免除・納付猶予制度をご利用ください。

- 受付場所** 健康生活課国保年金係
- 免除期間** 平成29年7月分～平成30年6月分
- 免除の種類** 全額・一部免除（4分の3、半額、4分の1）・納付猶予（50歳未満）
- 必要なもの** 年金手帳、認印など

※平成29年1月2日以降に転入した人は、前住所地の平成29年度（平成28年中）所得課税証明書が必要です。
 ※失業の場合は「雇用保険受給資格者証」か「離職票」の写しがあると、特例制度を受けられます。
 ※本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査するので、希望した免除を受けられない場合もあります。

『生活支援ボランティアサービス』が始まります

荒尾市社会福祉協議会
☎ 66-2993

高齢者の皆さんが住みなれた地域で暮していけるよう、付き添いや話し相手、見守りなど日常のちょっとした困りごとを支援するために、生活支援ボランティアサービスがはじまります。

- 【利用方法など】
- 開始時期** 8月から
 - 対象者** 市在住のおおむね65歳以上の高齢者
 - 申込方法** 社会福祉協議会にご相談ください。利用会員登録後、サービス利用開始となります。

- サービス内容** 電話にてご相談後、事前に荒尾市社会福祉協議会職員と協力会員がご自宅に伺い、打ち合わせを行います。
- 料金** 利用会員登録料（年間） 1,000円
サービス利用料（30分） 300円
- 【サービス内容】** 話し相手、見守り、ごみ出し、布団干し、電球交換、手紙の代筆、衣替え、冷暖房器具の出し入れ、通院や役場への付き添い、簡易な家屋修繕など

介護保険負担割合証を送付します

高齢者支援課介護保険係
☎ 63-1418

65歳以上で一定以上の所得がある人は、8月から介護保険サービスを利用する際の負担割合が2割になります。そのため、介護保険証とは別に負担割合が記された「介護保険負担割合証」が必要になります。7月中に要介護（要支援）認定者（1割負担の人含む）へ介護保険負担割合証を発送します。お手元に届いたら、速やかに利用しているサービス事業所に提示してください。

- 2割負担になる人**
次の①②どちらも満たす人
①介護保険サービスを利用している本人の合計所得金額が160万円以上の人
②本人を含む同一世帯の65歳以上の人数が1人の場合は年金収入とその他の合計所得金額が280万円以上の人、本人を含む同一世帯の65歳以上の人数が2人以上の場合は346万円以上の人

介護保険負担限度額認定申請はお済みですか

高齢者支援課介護保険係
☎ 63-1418

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）の居住費や食費は、申請すれば、市民税の課税状況や年金収入額などに応じて軽減されます。既に適用を受けている人も7月末で適用期間が満了となります。引き続き適用を受ける場合は、更新申請をしてください。

- 対象** 次の①②どちらも満たす人
①本人、配偶者（別世帯を含む）、世帯全員が市民税非課税の人
②配偶者がいる人は預貯金などの合計額が2千万円以下、配偶者がいない人は、1千万円以下の人
- 申請場所** 高齢者支援課介護保険係
- 必要なもの** 保有する全ての通帳の写しなど

後期高齢者医療の保険証と保険料の通知書を送ります

健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

新しい水色の保険証（後期高齢者医療被保険者証）を送ります

橙色の保険証の有効期限は7月31日(月)までです。新しい水色の保険証を7月末までに簡易書留郵便（受け取りの印鑑などが必要）で送ります。8月1日(火)からは新しい水色の保険証を使ってください。なお、新しい保険証に書いてある一部負担金の割合（1割または3割）は、平成29年度の市県民税の課税所得を基に判定しています。



▲新しい保険証は水色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちですか

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、世帯の全員が市県民税非課税（後期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅡかⅠ）の人を対象に交付しています。負担区分が現役並み所得者（3割負担）、一般の人は対象外です。

- 現在、橙色の限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人**
橙色の認定証の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降も負担区分に変更がない人には、新しい有効期限の水色の認定証を保険証に同封して送ります。更新手続きは不要です。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていない人で低所得者ⅡかⅠに当てはまる人**
保険証と印鑑を持参し、健康生活課高齢者医療係で申請してください。

●入院時の一部負担金と食事代

負担区分	一部負担金上限額（月額）	食事代（1食当たり）
現役並み所得者（3割負担）	80,100円+ (総医療費－267,000円)×1%	360円※2
	4回目から44,400円※1	
一般	57,600円	360円※2
	4回目から44,400円※1	
低所得者Ⅱ	24,600円	210円
		160円※3
低所得者Ⅰ	15,000円	100円

低所得者Ⅱ…世帯員全員が市県民税非課税の人
 低所得者Ⅰ…世帯員全員が市県民税非課税で、各所得が0円の人。年金収入だけの場合は80万円以下の人

- ※1…過去1年に4回以上の高額療養費を受ける場合の4回目からの上限額
- ※2…指定難病者などは260円の場合もあります
- ※3…過去1年で認定証の交付を受けている期間の入院日数が91日以上の場合の金額（手続きが必要）

平成29年度後期高齢者医療保険料（確定額）の通知書を送ります

平成28年中の所得（収入）額と世帯状況（平成29年4月1日現在）から算定した保険料額の決定通知書と納付書を7月中旬に送ります。

新しく後期高齢者医療制度に加入した人は、これまで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や支払時期が違うことがあります。

【平成29年度の保険料】

均等割額 [47,900円] + 所得割額 [(総所得金額等－33万円) × 9.26%]

※所得が低い人や被用者保険被扶養者だった人は保険料が軽減されます。

【保険料の納付方法】

- 年金からの差引（特別徴収）**
・対象 差引対象の年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた金額が、各月に支給される年金額の半分以上を超えない人
- 口座振替か納付書での納付（普通徴収）**
・対象 特別徴収対象の条件に当てはまらない人、特別徴収から口座振替に納付方法の変更を申し出た人、平成29年3月以降に後期高齢者医療の被保険者になった人
- 特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更することができます**

納付方法を変更するためには手続きが必要です。ただし、変更が認められない場合もあります。